

千葉県認定こども園整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、認定こども園の整備を促進するため、学校法人又は社会福祉法人が行う施設整備に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、学校法人又は社会福祉法人に対し補助金を交付する。

(補助事業等)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の対象とする者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業

既存の幼稚園若しくは保育所が認定こども園に移行する場合又は認定こども園の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等であって、その各整備内容は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」（こ成事第12号令和6年1月18日こども家庭庁長官通知）別紙。以下「国要綱」という。）に定めるものとする。

(2) 整備対象施設

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園

イ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する施設整備を行う幼稚園

ウ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

(3) 施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金額は、国要綱に規定する算定方法により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県認定こども園整備費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（補助の目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は完了することが困難と見込まれる場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額と支出額等を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。

(5) 前号の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前号の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならないこと。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわら

ず処分終了までの期間保存しなければならないこと。

また、補助事業者が証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類を引き継がなければならないこと。

- (6) 補助事業の完了後においても、取得財産等は善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 取得財産等については、文部科学大臣が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (8) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除くこと。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (11) 補助対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払を行う場合には、入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠し、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならないこと。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市認定こども園整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 第5条第1号の規定による承認を受け補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市認定こども園整備費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市認定こども園整備費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市認定こども園整備中止(廃止)承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定し、千葉市認定こども園整備中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による状況報告をしようとするときは、工事の着工状況について作成した千葉市認定こども園整備工事着工報告書（様式第7号）を着工日から5日以内に、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在で作成した千葉市認定こども園整備工事進捗状況報告書（様式第8号）を当該年度の1月10日までに、それぞれ市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了したとき又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業を中止し、又は廃止したときは、承認を受けた日から15日以内に、千葉市認定こども園整備費補助金実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。なお、事業が翌年度にわたるときは、千葉市認定こども園整備費補助金年次終了報告書（様式第10号）をこの補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15

日までに市長に提出しなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市認定こども園整備費補助金額確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第9条による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式第12号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金を請求しようとするときは、千葉市認定こども園整備費補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市認定こども園整備費補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市認定こども園整備費補助金交付決定取消通知書(様式第15号)によるものとする。

(返還の命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市認定こども園整備費補助金返還命令書(様式第16号)によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉市認定こども園整備費補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月8日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月28日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月15日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

年 月 日

千葉市認定こども園整備費補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

認定こども園整備費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 交付申請額
- | | |
|---------|---|
| 金 | 円 |
| (保育所部分) | 円 |
| (幼稚園部分) | 円 |
- 3 対象施設事業(変更)計画書(別紙(様式第1号関係))
- 4 添付書類
- (1) 各室ごとの室名及び面積を明らかにした表
- (2) 収支予算書(写)
- (3) 対象施設の工事等に係る見積書及び内訳明細書
- (4) 配置図、平面図等(改修前後)、案内図
- (5) 対象施設の現況写真等
- (6) その他市長が必要があると認める書類

担当部署名：
担当者名：
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：

千葉市認定こども園整備費補助金
対象施設事業（変更）計画書

交付金		施設種別			
(フリガナ)施設名		(フリガナ)経営主体名		設置	
所在地	(移転前)	(移転後)		主体	(フリガナ)名称
本整備の該当箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所等	<input checked="" type="checkbox"/> 教育部分	他の国庫補助金の申請の有無	有（補助金名をご記載ください。）	
整備区分	うち保育所部分	うち教育部分	施設種別の変更	整備前 ⇒ 整備後	保育所等国庫補助率
				⇒ 0	教育部分国庫補助率
定員	現在 名 ⇒ 増減 名 ⇒ 整備後 0 名	建物延面積及び構造	整備前 階	⇒	整備後 階
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7
			100.0%		
既存施設	建築年度 (経過年数)	年度	国庫補助の有無	財産処分承認申請の必要の有無	施行計画
	老朽度	点	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「年度」「金額」を記入	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「解体」「転用」「その他」を記入	契約予定年月日
	耐震診断 Is/Iw	()	()	()	着工予定年月日
	現存率 %	()	()	()	完成予定年月日
トア状況	アスベストの使用の有無	関係法令・必要手続きの確認状況	アスベスト使用建物における工事着工前の必要手続きの予定	工事の際の職員・園児の安全性確保の方法	
策へのス	<input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない 事前調査日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 確認済みである <input type="checkbox"/> 石綿則 <input type="checkbox"/> 大防法	特定粉じん排出等作業届出の提出 工事着手にかかる事前届出の実施 (その他、予定があれば記載)	予定	予定

用地の有無	所有	m ²	用地未決定の場合における手続きの状況	危険地区指定の有無
買収予定	(令和 年 月)	m ²		
借地	(借用の相手)	m ²	用地について（地域住民との調整状況・環境等）	x

施設整備区分	交付基準額						大規模修繕等・防犯対策強化事業の場合
	保育所等			教育部分			
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	
本体							見積書毎の対象事業費
特殊附属工事費							千円
地域の余裕スペース活用促進加算							千円
設計料加算							「新子育て安心プラン実施計画」の採択の有無
開設準備費加算							保育提供区域名
土地借料加算							財政力指数（3か年平均）
定期借地権設定のための一時金加算							木材利用の有無
解体撤去工事費							PFI事業の該当の有無
仮設施設整備工事費							特別法適用の有無
計 (a)		0	千円		0	千円	待機児童解消に向けて緊急に対応する施策の参加の有無
総計 (a')		0	千円			千円	抵当権の設定の有無
対象経費の実支出予定額 (b)			千円			千円	国土強靱化地域計画の策定及び計画への明記の有無
総事業費 (c)			千円			千円	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業への該当の有無
寄付金その他の収入額 (d)			千円			千円	
(c-d) × 補助率 (e)		0	千円		0	千円	
実支出予定額 (b) × 補助率 (f)		0	千円		0	千円	
(e) と (f) を比較して小さい方 (g)		0	千円		0	千円	
総計 (g')		0	千円			千円	
交付金の額 (h) (国補助額)			0			千円	
※ (a') と (g') を比較して小さい方			0			千円	
交付金の額 (市補助額)			0			千円	
当該年度の交付金額			0			千円	

※ 2か年事業の場合は (h) × 進捗率で当該年度分を算出。2か年目の場合は、1か年目の協議書及び交付決定通知書の写しを添付すること。

別紙（様式第1号関係）

施設種別	0	施設名	0
------	---	-----	---

都道府県・市町村名

児童年齢別内訳	現在	年齢	0	1	2	3	4	5	合計	支給認定区別 支給認定子ども 1号 2号 3号 合計 整備前の定員内訳 整備後の定員内訳 定員に占める1号子どもの割合 定員に占める2・3号子どもの割合 (按分率の算出方法)
		定員							0	
		現員							0	
		入所率(現員/定員)								
	整備後	定員							0	
		一時預かり事業を行う場合の人数								
		病児・病後児保育事業(病児型・病後児型)を行う場合の人数								
		()を行う場合の人数								

区分	適合状況	延面積	最低基準面積等
乳児室	/	m ²	1.65m ² × 2歳未満児定員数 ()人 = 0m ²
ほふく室	/	m ²	3.3m ² × 2歳未満児定員数 ()人 = 0m ²
小計	適	0.00 m ²	
保育室	/	m ²	1.98m ² × 2歳以上児定員数 ()人 = 0m ²
遊戯室	/	m ²	1.98m ² × 2歳以上児定員数 ()人 = 0m ²
小計	適	0.00 m ²	
調理室	適	m ²	
便所	適	m ²	
医務室	適	m ²	
その他	/	m ²	
一時預かり保育室		m ²	
病児・病後児保育室(病児型・病後児型)		m ²	
地域子育て支援相談室		m ²	
屋外遊戯場	/	m ²	屋外遊戯場 (適・否)
その他()	/	m ²	3.3m ² × 2歳以上児定員数 ()人 = 0m ²
合計		0.00 m ²	保育に必要な用具 (適・否)

工事（修繕）の内容・施設整備を必要とする理由（民老改築の場合は、緊急的な整備を要する理由）

資金内訳	区分	交付金	市町村負担額	設置者負担						総事業費	
				一般財源	地方債	医療機構等借入	寄付金	地方単独補助	()		計
施設		千円 0	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市町村の予算措置状況	当初	補正 () 月	設置主体の予算措置状況	当初	補正 () 月
------------	----	----------	-------------	----	----------

様

千葉市認定こども園整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園整備費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 交付する。

- (1) 交付決定額 金 _____ 円
(保育所部分 円)
(幼稚園部分 円)

(2) 交付の条件

千葉市認定こども園整備費補助金の交付に関する要綱第6条による。

2 交付しない。

理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市認定こども園整備費補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった認定こども園施設整備費補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容事業名 _____
- 2 変更交付申請額 金 _____ 円
(保育所部分 _____ 円)
(幼稚園部分 _____ 円)
- 3 当初交付決定額 金 _____ 円
(保育所部分 _____ 円)
(幼稚園部分 _____ 円)
- 4 差引増(減)額 金 _____ 円
(保育所部分 _____ 円)
(幼稚園部分 _____ 円)
- 5 対象施設事業変更計画書(別紙(様式第1号関係))
- 6 その他変更内容が確認できる書類

担当部署名：
担当者名：
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：

様

千葉市認定こども園整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園整備費補助金の変更交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 交付する。

(1) 変更交付決定額	金	円
	(保育所部分)	円)
	(幼稚園部分)	円)
当初交付決定額	金	円
	(保育所部分)	円)
	(幼稚園部分)	円)
差引増(減)額	金	円
	(保育所部分)	円)
	(幼稚園部分)	円)

(2) 交付の条件

千葉市認定こども園整備費補助金の交付に関する要綱第7条による。

2 交付しない。

理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県認定こども園整備
中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉県長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
事業所名

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった認定こども園整備事業に係る内容について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

対象施設名 事業の内容	変更 (中止、廃止) 前	変更 (中止、廃止) 後

2 変更（中止・廃止）の理由

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

様

千葉市認定こども園整備
中止（廃止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった認定こども園整備費補助事業の中止（廃止）について、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。
理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県認定こども園整備工事着工報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県認定こども園整備費補助金事業について工事を着工したため、千葉県認定こども園整備費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
工事着工年月日	年 月 日
添付書類	1 工事着工報告書(別紙) 2 工事請負業者からの着工届の写し 3 その他必要とする書類等

担当部署名：
担当者名：
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：

年 月 日

千葉市認定こども園整備工事進捗状況報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市認定こども園整備費補助金事業の進捗状況について、千葉市認定こども園整備費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
工事着工年月日	年 月 日
添付書類	1 工事進捗状況報告書(別紙) 2 工事管理者からの出来高報告書の写し 3 その他必要とする書類等

担当部署名：
担当者名：
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：

別紙（様式第8号関係）

千葉県認定こども園整備工事進捗状況報告書

施設名	設置主体	創設、増築等の別	交 付 金 額 A 円	1 2 月 末 日 の 出 来 高 出来高 B %	3 月 末 日 ま で の 出 来 高 見 込 C %	繰 越 見 込 高 D (100-C) %	繰 越 見 込 額 E (A×D) 円	備 考

年 月 日

千葉市認定こども園整備費補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった認定こども園施設整備費補助金に係る実績報告について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 _____
- 2 精算書(別紙1(様式第9号関係))
- 3 対象施設事業実績報告書(別紙2(様式第9号関係))
- 4 整備に係る契約書の写し
- 5 整備に係る支払領収書の写し
- 6 整備に係る対象施設の平面図及び立体図等
(部屋の配置や工事箇所、工事内容、建築面積等を明示した完成図面等)
- 7 建築工事完了引渡書の写し
- 8 工事完成検査証の写し
- 9 消防検査済証の写し
- 10 工事完成後の状況がわかる写真
- 11 収支決算書(見込書)(写)
- 12 その他市長が必要があると認める書類

担当部署名:

担当者名:

連絡先(電話番号、メールアドレス等):

千葉市認定こども園整備費補助金
対象施設事業実績(状況)報告書

交付金		施設種別			
(フリガナ) 施設名		(フリガナ) 経営主体名		設置	
所在地	(移転前)	(移転後)		主体	(フリガナ) 名称
本整備の該当箇所	<input type="checkbox"/> 保育所等	<input type="checkbox"/> 教育部分	他の国庫補助金の申請の有無	有(補助金名をご記載ください。)	
整備区分		うち保育所部分	施設種別の変更	整備前 ⇒ 整備後	保育所等 国庫補助率
		うち教育部分		⇒ 0	教育部分 国庫補助率
定員	現在 名 ⇒ 増減 名 ⇒ 整備後 名	建物延面積及び構造		整備前 階 m ² ⇒ 整備後 階 m ²	整備前 階 ⇒ 整備後 階
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7
				民老分交付金額 (保育所部分に係る交付額) 千円	
既存施設状況	建築年度 (経過年数)	年度	国庫補助の有無	財産処分承認申請の必要の有無	施行計画
	老朽度	点	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「年度」「金額」を記入	※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「年度」「金額」を記入	
	耐震診断 Is/Iw	() ()	() ()	() ()	
	現存率	%	() ()	() ()	
トア状況対策へのス	アスベストの使用の有無	関係法令・必要手続きの確認状況	アスベスト使用建物における工事着工前の必要手続きの予定	工事の際の職員・園児の安全性確保の方法	
	<input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない 事前調査日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 確認済みである <input type="checkbox"/> 石綿則 <input type="checkbox"/> 大防法 <input type="checkbox"/>	特定粉じん排出等作業届出の提出 (元号) 年 月 日 工事着手にかかる事前届出の実施 (元号) 年 月 日 (その他、実績があれば記載)		

用地の状況	所有	m ²	用地未決定の場合における手続きの状況	危険地区指定の有無
	買取 (令和 年 月)	m ²		
	借地 (地上権 賃借権 定期借地権 無償貸与)	m ²		
	(借用の相手)		用地について (地域住民との調整状況・環境等)	

施設整備区分	交付基準額					
	保育所等			教育部分		
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	(定員等)	(計算式等)	(基準額)
本体						
特殊附属工事費						
地域の余裕スペース活用促進加算						
設計料加算						
開設準備費加算						
土地借料加算						
定期借地権設定のための一時金加算						
解体撤去工事費						
仮設施設整備工事費						
計 (a)			千円			千円
総計 (a')						千円
対象経費の実支出額 (b)			千円			千円
総事業費 (c)			千円			千円
寄付金その他の収入額 (d)			千円			千円
(c-d) × 補助率 (e)			千円			千円
実支出額 (b) × 補助率 (f)			千円			千円
(e) と (f) を比較して小さい方 (g)			千円			千円
総計 (g')						千円
交付金の額 (h) ※ (a') と (g') を比較して小さい方						千円
交付金の額 (市補助額)			#VALUE!			千円
当該年度の交付金額			#VALUE!			千円

大規模修繕等・防犯対策強化事業の場合
見積書毎の対象事業費
千円
千円
千円

施設種別	施設名
------	-----

児童年齢別内訳	整備前	年齢	0	1	2	3	4	5	合計	支給認定区分別 (按分率の算出方法)	支給認定こども	1号	2号	3号	合計
		定員									整備前の定員内訳				
	現員								整備後の定員内訳						
	入所率(現員/定員)										定員に占める1号子どもの割合				
整備後	定員								定員に占める2・3号子どもの割合						
	一時預かり事業を行う場合の人数														
	病児・病後児保育事業(病児型・病後児型)を行う場合の人数														
()を行う場合の人数															

区分	適合状況	延面積	最低基準面積等		
乳児室		m ²	1.65m ² × 2歳未満児定員数	()人 =	m ²
ほふく室		m ²	3.3m ² × 2歳未満児定員数	()人 =	m ²
小計	(適・否)	m ²			
保育室		m ²	1.98m ² × 2歳以上児定員数	()人 =	m ²
遊戯室		m ²	1.98m ² × 2歳以上児定員数	()人 =	m ²
小計	(適・否)	m ²			
調理室	(適・否)	m ²			
便所	(適・否)	m ²			
医務室	(適・否)	m ²			
その他		m ²			
一時預かり保育室		m ²			
病児・病後児保育室 (病児型・病後児型)		m ²			
地域子育て支援相談室		m ²			
屋外遊戯場		m ²	屋外遊戯場(適・否)		
その他()		m ²	3.3m ² × 2歳以上児定員数	()人 =	m ²
合計		m ²	保育に必要な用具(適・否)		

施設整備に係る事業内容	建物の面積	建築面積 m ²	施工期間
		延べ面積 m ²	〇解体撤去工事
	〇解体撤去工事		着工年月日
	建物の面積	m ²	完成年月日
	建物の構造	造	〇仮設施設工事
	建築年月日		着工年月日
	補助金の区分	年度	完成年月日
	処分(取り壊し)年月日		
	〇仮設施設工事		
	建物の面積	m ²	
建物の構造	造		

資金内訳	区分	交付金 千円	市町村負担額 千円	設置者負担						総事業費 千円
				一般財源 千円	地方債 千円	医療機構等借入 千円	寄付金 千円	地方単独補助 千円	() 千円	
施設										
市町村の予算措置状況		当初	補正()月	設置主体の予算措置状況		当初	補正()月			

<提出資料>

- ・ 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮施設整備のみ)
- ・ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- ・ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・ 建物平面図(建築面積を明記したもの)及び立面図
- ・ 建物内外主要部分の写真
- ・ 工事契約金額報告書(別紙2様式1-5)
- ・ その他必要な書類

千葉市認定こども園整備費補助金精算書

法人名

施設名	整備区分	施設区分	総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B (≤ A) 円	寄付金 その他の 収入額等 C 円	差引額		選定額 E 円	選定額*2/3 又は 選定額*1/2 F 円	交付 基準額 G 円	GとFを比較し て小さい方の 額 H 円	H/8 又は H/2 I 円	実績報告によ る補助金額 J 円	交付 決定額 K 円	
						D: 上段(A-C)円	D: 下段 B 円								
		保育所部分													
		幼稚園部分													
合 計															

- (注) (1) 整備区分には、創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等のいずれかを記入すること。
 (2) 金額を入力するに当たり「別紙2 (第10号様式関係)」 (以下「別紙2」という。) 記載の数値を記入する。

当様式の項目	保育所部分 (別紙2の項目)	幼稚園部分 (別紙2の項目)
A	(a)	(k)
B	(b)	(l)
C	(d)	(n)
D	上段: (e)	上段: (o)
	下段: (f)	下段: (p)
E	(g)	(q)
F	(h)	(r)
G	(c)	(m)
H	(i)	(s)
I	(j)	(t)
J	保育所部分の補助金額	幼稚園部分の補助金額

※Kは、千葉市認定こども園整備費補助金交付決定通知書の金額を参照

年 月 日

千葉市認定こども園整備費補助金年次終了報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市認定こども園整備費補助金については、市の会計年度が終了したことに伴い、千葉市補助金等交付規則第12条後段の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
年度内事業進捗率	%
添付書類	1 年度内遂行実績(別紙) 2 工事監理者からの出来高報告書の写し 3 その他必要とする書類等

担当部署名：
担当者名：
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：

様

千葉県認定こども園整備費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1	交付確定額	金	円
		(保育所部分)	円)
		(幼稚園部分)	円)
2	交付決定額	金	円
		(保育所部分)	円)
		(幼稚園部分)	円)

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

消費税仕入控除税額報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市認定こども園整備費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択)
(2で「無」を選択の場合は以下不要) | 有 | ・ 無 |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択)
(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

担当部署名：
担当者名：
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：

千葉県認定こども園整備費補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

認定こども園整備費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

担当部署名：

担当者名：

連絡先(電話番号、メールアドレス等)：

千葉県認定こども園整備費補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名
 事業所名

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回の交付請求額	円
添付書類	千葉県認定こども園整備費補助金交付決定通知書の写し

担当部署名：
 担当者名：
 連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

様

千葉市認定こども園整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号 で通知した交付決定の全部（一部）を次のとおり取消しましたので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市認定こども園整備費補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
補助金の確定額	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。